

八千代市消費生活センター

令和4年度9月新規受付相談状況

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	85件	95件	521件
問い合わせ	6件	6件	38件
要 望	0件	0件	0件
計	91件	101件	559件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

9月の新規受付相談件数は91件でした。訪問販売では、住宅リフォーム工事の勧誘である事を言わずに点検の話を持ち掛け、不安を煽って契約を迫る点検商法のトラブルが多く見られます。契約してしまった場合でも8日以内ならクーリング・オフが可能です。まずは「点検させてほしい」と訪問して来る業者には対応しないよう注意が必要です。特定商取引法で、業者は一度断った消費者を再勧誘してはいけないという禁止規定が設けられています。

また、電話勧誘や送り付け商法も散見されました。誰が注文したか不明な場合は家族に確認してから返事をするなど、即答せず冷静に対応してください。万が一、代引配達で支払って商品を受け取った場合でも、一方的に送り付けられた場合は支払う必要はなく、事業者身に覚えのない商品である旨を伝えて返金依頼をするなど対策は可能です。また電話勧誘で契約した場合は、8日以内ならクーリング・オフも可能です。尚、クーリング・オフの通知は電子メールでも出来ますのでご活用ください。